

4月にオープンする養護老人ホーム

生きがいと創造の場

養護老人ホーム

富士見台団地内に四月完成

吉原・富士の老人ホームを統合した、新しい養護老人ホーム仮称富士市立「駿河荘」が、富士見台団地内に建設され、4月にオープンします。

同ホームは、今までの老人ホームのイメージを一新し、「収容の場から生活の場へ」という考え方を基本に造られ、市内の公共施設では初めてのソーラーシステムを採用した、近代的な建物です。

総事業費は約8億円

新しい養護老人ホームは、「地域に密着し開放された施設」を大きなねらいとしています。

建設場所は、富士見台団地内第1貯水池の北側、富士見台5丁目2番地の1。

敷地面積は約6,500平方メートルで、建物は鉄筋コンクリート造り2階建て、一部4階建て、延べ床面積は、3,525平方メートルです。

総事業費は、約8億円。

内部の施設は、1階が事務室、会

議室、調理室、特別静養室などです。

2階は、食堂、集会・運動室、浴室、作業室などです。

3階と4階は、2人用の居室が45室、個室が10室と、3階に医務室、4階にサンルームを設けてあります。

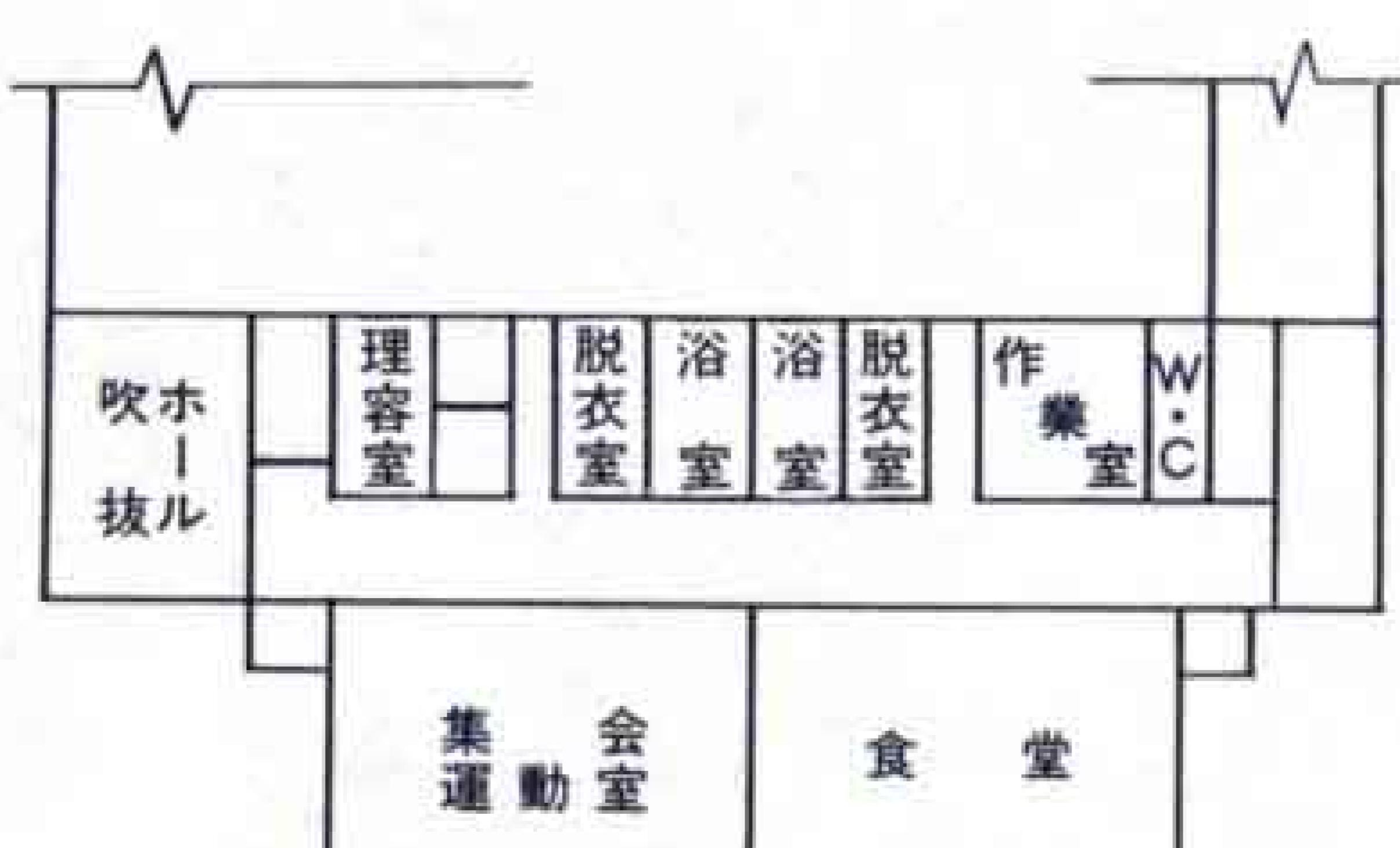
この他に、生きがい対策として、趣味、娯楽、地域の人たちとの交流やサークル活動ができるようになっています。

建物の特徴としては、口の字型の構造で、日当りと居住性も十分に配慮してあります。また、省エネルギー対策として、ソーラーシステムを採用し、給湯の8割をまかないとします。

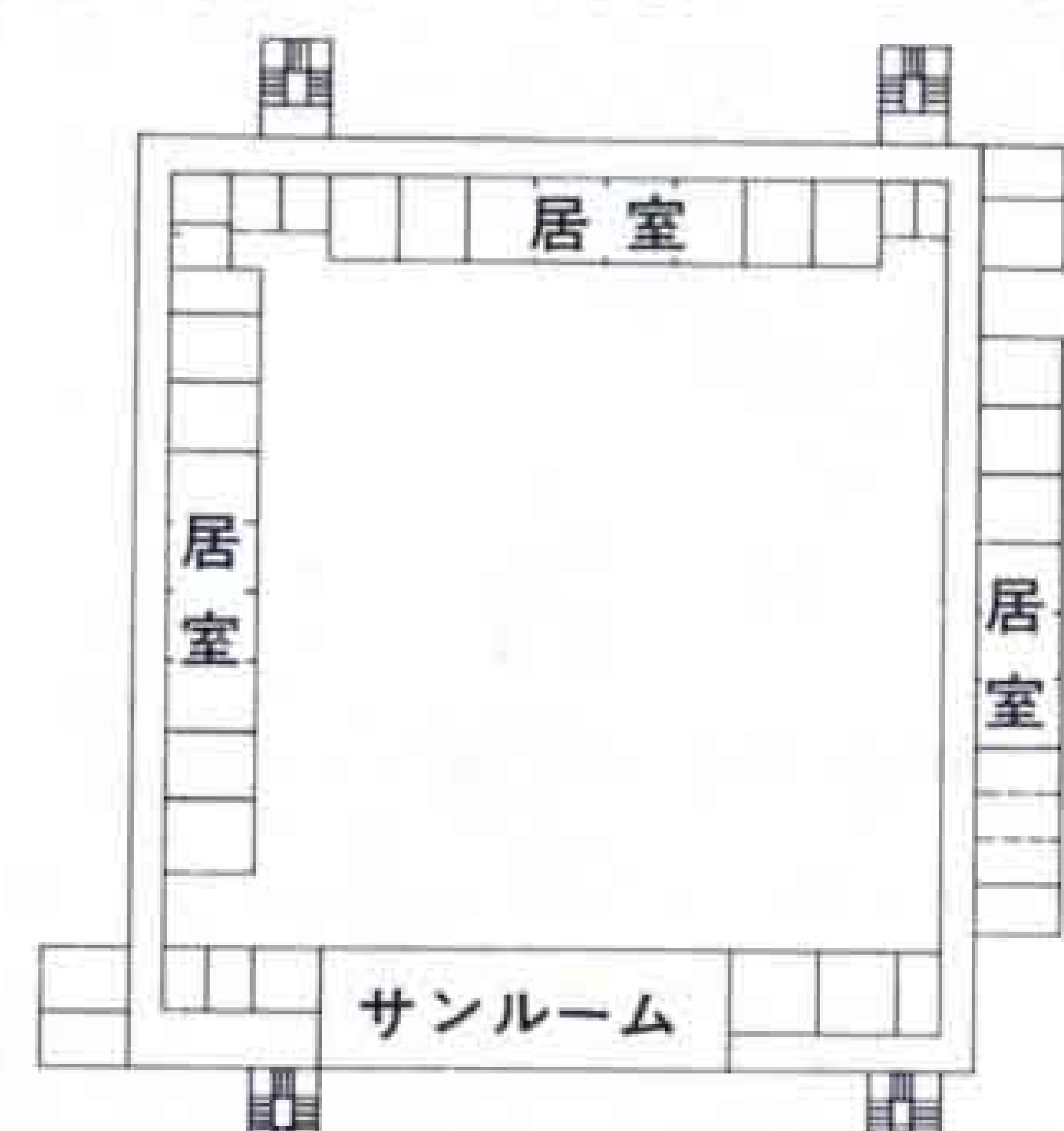
養護老人ホーム位置図(富士見台団地内)



養護老人ホーム平面図



2階平面図



4階平面図

ホームの収容人員は100人。1人あたり35平方メートルのスペースで、なゆとりも十分にとっています。浴室には、ねたきりのまま入浴できる特殊浴槽も設置します。

地域に密着し開放された施設に

以上、施設面の大まかな紹介と特徴をあげてみましたが、もう1つの特徴として、場所的なものをあげることができます。

最初にも述べましたように、この施設は、地域に密着し開放された施設にする、ということです。

施設を地域の中に造ることによって、お年寄と地域の人たちとの結びつき、施設と地域の人たちとの結びつきをねらいとし、開かれた施設に

するということです。

具体的には、会議室や運動場の開放、地域の1人暮らしのお年寄に対して給食サービス、地域のお年寄や子ども会などの交流も図っていきます。

このように、新しい養護老人ホームは、「収容の場から生活を中心とした場へ」の転換が大きく図られました。

富士老人ホームは昭和29年に、吉原老人ホームは昭和33年に建設され、老朽化が著しく、特に、吉原老人ホームは、大気汚染などの影響を受けやすい立地条件にありました。

現在、吉原老人ホームに45人、富士老人ホームに48人のお年寄が住んでいますが、4月から新しいホームで生活することになります。



新しい養護老人ホームについての感想を、富士・吉原老人ホームの皆さんに聞いてみました。

・安部さん 72歳

クラブ活動のようなものができるううなので、地域の人たちと一緒にできたら楽しいです。

・遠藤さん 76歳

今までのところを離れるのは多少不安もあり、さびしい気がします。

その反面、新しいところへ入るという夢もあります。

・天野さん 79歳

広い運動場もあるううなので、これからは、ゲート・ポールが十分にできると思います。

・竹内さん 71歳

新しい施設なので、特に気をつけときれいに使わなければ……。

収容の場から生活の場へ

養護老人ホーム仮称「駿河荘」の開設後の方として、宮下清福祉部長は次のように語っています。

「地域の人たちとできるだけ交流を深め、地域に密着した老人ホームにしたい。さらに、ボランティア活動の拠点にもなれば……と思います。

とにかく明るい施設にしたい。

また、施設のお年寄自身が自立を高めるには、積極的に地域へ出ていったり、地域の人たちと一緒にゲート・ポールや菜園づくりを行うのも良い方法だと思います。」

このように、同ホームは今までの老人ホームのイメージを一新したものといえます。富士市にかぎらず、今までの老人ホームは、収容型で居室以外に余分なスペースがなく、地域との交流もほとんどありませんでした。新しいホームは、お年寄が住むのにふさわしい環境と、自らが生きがいを作れるように配慮した施設です。

しかし、同ホームがこれらの機能を十分に果すには、地域の人たちの理解と協力が最も大切です。



年末調整事務で盛況な吉原地区青色申告会

○鷹岡青色申告会 横割
入山瀬 81-1-1 1-20-23
○富士青色申告会 63-9108
御幸町5-18 51-2038
○吉原地区青色申告会
のとあります。
青色申告会の所在地と連絡先は次のとおりです。

青色申告制度は、所得税法の定めにしたがつて、色々の特典を受け、租税制度確立のために欠くことのできない制度であり、国税にかぎらず市税収入にも寄与しています。市内には、吉原・富士・鷹岡の3カ所に青色申告会があり、この制度の普及と発展につとめています。

青色申告で節税を